

出雲市監査実施方針

令和2年4月23日改正

1 基本方針

監査委員は、本市を取り巻く内外の諸状況を勘案し、次の方針に基づき効果的かつ効率的に監査等を実施する。

- (1) 公正で合理的かつ能率的な本市の行財政運営を実現するため、違法、不正の指摘だけでなく、是正指導に重点を置いて監査等を実施する。
- (2) 合规性に加え、経済性、効率性、有効性の視点も強化し、問題点を明確にする。
- (3) 監査結果に関する報告及び審査意見は、よりわかりやすい表記を行うとともに、ホームページに速やかに掲載する。

2 実施方針

(1) 一般監査

一般監査とは、財務監査（定期監査及び随時監査）、行政監査をいい、定期監査に重点を置いて監査を実施する。

ア 財務監査

(ア) 定期監査

市の財務に関する事務の執行（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務）及び経営に係る事業（水道事業、下水道事業及び病院事業に係る収益性を有する事業）の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかについて、部局を単位とし概ね3年ごとに実施する。

対象は前年度決算とし、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況等を踏まえ実施する。

(イ) 随時監査

監査委員が必要と認めるときは、都度、実施する。

また、技術部門について、工事の執行が適正に行われているかとともに、効率的・効果的な工事、適切な施工監理、明確な設計図書の作成が行われているかを重点項目として実施する。

イ 行政監査

一般行政事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意するほか、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかについて実施する。

(2) 特別監査

特別監査とは、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査をいう。

特別監査を行うときは、一般監査に優先して実施する。

(3) 一般監査、特別監査に付加された職務権限

ア 財政援助団体等に対する監査

部（局）に対する定期監査の結果に基づき、監査委員が必要と認めるときは、出資団体、財政援助団体、公の施設の指定管理者等に対し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

イ 公金の収納又は支払事務に関する監査

監査委員が必要と認めるときは、都度、実施する。

ウ 住民監査請求に基づく監査

請求に基づく監査を行うときは、一般監査に優先して実施する。

エ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

要求に基づく監査を行うときは、一般監査に優先して実施する。

オ 例月現金出納検査

毎月例日を定め、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

カ 決算審査等

(ア) 一般会計・特別会計決算審査においては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(イ) 公営企業決算審査においては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、経営成績や財政状態などが良好かを審査する。

(ウ) 基金の運用状況審査については、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(エ) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。